

足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第9条第1項第7号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（以下「専用住宅」という。）の家賃低廉化のための補助事業を行うことで、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居の円滑化を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金（この要綱に基づき交付される補助金をいう。以下「補助金」という。）の交付に関しては、住宅セーフティネット法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省、国土交通省令第1号）、東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（平成30年策定）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日付国住備第132号）、東京都住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱（平成30年4月26日付30都市住政第43号）その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 次号から第5号までに規定する世帯の世帯主又は世帯をいう。
- (2) ひとり親世帯 次に掲げる要件を満たす父、母又は父母に代わり子を養育する者が世帯主の世帯をいう。
 - ア 児童育成手当又は児童扶養手当を受給していること。
 - イ 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子を扶養していること。
 - ウ 養育者である父、母又は父母に代わる者いずれか一人と子のみの世帯であること。
- (3) 児童養護施設等退所者世帯 足立区内の児童養護施設等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する事業を実施する施設、同法第6条の4に規定する里親及び同法第41条に規定する児童養護施設をいう。）の退所者で満18歳から満23歳までの単身世帯をいう。

(4) 大学生等世帯 次に掲げる要件を満たす世帯をいう。

ア 文部科学省が実施する高等教育の修学支援新制度(以下「修学支援新制度」という。)の対象となる大学等(大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第2条第4項に規定する確認大学等をいう。)に在学し、現に修学支援新制度第Ⅰ区分を受けている者が世帯主の世帯であること。

イ 当該世帯の世帯主が大学生等の修学・就職支援金支給要綱(6足足福生発第4050号 令和7年3月28日 足立区長決定)に基づく支援金の支給決定者であること。

(5) 高齢者世帯 次に掲げるいずれかを満たす世帯をいう。

ア 60歳以上の単身世帯であること。

イ 60歳以上の高齢者と同居する者が、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にある者及び足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(2足区男発第1509号)に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行った者又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号)第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けた者を含む。以下同じ。)、60歳以上の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると区長が認める者の世帯であること。

(6) 家賃低廉化 足立区内の専用住宅に入居する住宅確保要配慮者の家賃負担を軽減するため、当該住宅確保要配慮者の家賃の一部を区が補助することをいう。

(7) 公共住宅 東京都住宅供給公社の賃貸住宅をいう。

(8) 賃貸人 賃貸借契約により、賃借人へ民間賃貸住宅及び公共住宅を使用させる団体及び個人をいう。

(9) 申請者 補助金の申請をする賃貸人をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる賃貸住宅事業とし、賃貸人が足立区内の専用住宅に住宅確保要配慮者を入居させるものとする。

(1) ひとり親世帯、児童養護施設等退所者世帯及び大学生等世帯を民間賃貸住宅又は公共住宅に入居させる事業

(2) 高齢者世帯を民間賃貸住宅に入居させる事業

(補助金の額)

第5条 区長は、予算の範囲内において、第9条の入居要件を満たす世帯が、前条の補助対象事業により専用住宅に入居する場合、賃貸借契約における契約始期(家賃徴収

の始期となる日をいう。以下同じ。) から契約終期(家賃徴収の終期となる日をいう。以下同じ。)までの期間において、当該世帯に係る家賃の負担を軽減するため、次の各号に掲げる世帯区分に応じて、当該各号に掲げる額を補助金として交付するものとする。

(1) ひとり親世帯、児童養護施設等退所者世帯及び大学生等世帯 月額上限4万円又は家賃の半額のいずれか低い額。ただし、当該額は1,000円を単位とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(2) 高齢者世帯 月額2万5,600円

2 補助金の交付を受けようとする申請者は、前項の専用住宅の家賃について、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならないものとする。

(単年度における補助金の額の上限)

第6条 一の専用住宅において、前条の単年度における上限額は、合計して48万円とする。ただし、第4条第2号に定める補助対象事業の場合にあっては上限額を30万7,200円とする。

(補助対象者)

第7条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。ただし、区長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(1) 足立区内の専用住宅の賃貸人であること。

(2) 足立区暴力団排除条例(平成24年足立区条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助対象期間)

第8条 補助金の対象期間については、専用住宅として管理を開始してからひとり親世帯にあっては10年間を、児童養護施設等退所者世帯にあっては5年間を、大学生等世帯にあっては卒業時までの10年間を、高齢者世帯にあっては15年7月を限度とする。

2 前項の補助対象期間は、賃貸借契約における契約始期又は賃貸借契約変更日が、月の初日以外の日であるときは、翌月からの算定とする。

3 第1項に規定する補助対象期間は、賃貸借契約における契約終期又は賃貸借契約変更日が月の末日であるときはその日が属する月まで、その日が月の末日以外の日であるときは前月までとする。

4 賃貸借契約における契約終期以前に契約が終了した場合、第22条の規定により補助金の交付決定が取り消された場合等、補助金の交付対象外となった場合は、前項の規定を準用する。

(専用住宅の入居要件)

第9条 補助金の対象となる専用住宅の入居者及び入居者が属する世帯は、次の各号に定める要件に該当するものとする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限

りでない。

- (1) 第3条第2号から第5号までに定めるひとり親世帯、児童養護施設等退所者世帯、大学生等世帯又は高齢者世帯であること。
- (2) 入居者のうち、世帯主になる者が住民票の異動日より申請日までの期間で継続して1年以上足立区内に在住していること。ただし、次条第1項の規定による申請をする日以前から足立区内に存する足立区高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業制度要綱（平成31年2月22日付30足都住発第2677号決定）に定める高齢者向け優良賃貸住宅（以下「足立区高齢者向け優良賃貸住宅」という。）に住み続け、引き続き専用住宅の入居者となる場合は、この限りではない。
- (3) 入居者全員の年間所得（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。）が189万6,000円以下であること又は年度途中で就労開始した場合は月額所得が15万8,000円以下であること。ただし、児童養護施設等退所者世帯である場合は、この限りではない。
- (4) 入居者全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による生活困窮者住居確保給付金及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による住宅支援給付等を受けていないこと。
- (5) 外国籍を有する場合は、在留資格があること。
- (6) 賃貸人の親族でないこと。
- (7) 賃貸人の所属する法人等の職員及び従業員でないこと。
- (8) 足立区暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (9) 配偶者がいないこと。ただし、第3条第5号に規定する高齢者世帯のうち、同号イに定める世帯である場合は、この限りではない。
- (10) 住宅又は土地を所有していないこと。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第10条 申請者は、補助金の申請を行う場合、交付申請書（様式第1号）、誓約書兼同意書（様式第1号の2）その他必要な書類を添えて、契約始期より前に区長に提出しなければならない。

2 前項の申請においては、交付申請日から当該申請日が属する年度の3月末日までの期間に係る申請をするものとする。

3 区長は、第1項の申請を受けた場合、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知しなければならない。この場合において、区長は当該決定に条件を付することができる。

4 区長は、補助金の不交付を決定したときは、理由を付けて不交付決定通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

5 申請件数が年度ごとに予算で定める補助総額に達した場合は、当該年度の申請の受け付けを締め切るものとする。

（専用住宅の入居者の公募、審査及び選定）

第11条 専用住宅の入居者の公募、第9条に規定する入居要件の審査及び選定については、申請者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、区がこれに関わるものとする。

（1） 第3条第2号から第4号までに規定する世帯を公共住宅に入居させる場合にあっては公募及び選定

（2） 第3条第5号に規定する世帯を入居させる場合にあっては審査及び選定

2 前項の審査は、前条第1項の規定による申請において提出された書類により行うものとする。

3 第1項の選定は、抽せんその他公正な方法により行わなければならない。

4 足立区高齢者向け優良賃貸住宅である住戸を対象として補助金の交付を受けようとする場合は、公募によらず入居者を選定できるものとする。

（賃貸借契約）

第12条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第10条第3項の交付決定通知書が交付された後、当該入居予定者と賃貸借契約を締結しなければならない。

2 補助事業者は、入居者が不正な行為によって専用住宅に入居した場合において、当該住宅に係る賃貸借契約を直ちに解除することを賃貸の条件としなければならない。

3 補助事業者は、次の各号に掲げる場合を除くほか、入居者から権利金、謝金等の金品を受領することその他入居者の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

（1） 毎月その月分の家賃を受領する場合

（2） 家賃の3月分を超えない額の敷金等を受領する場合

4 補助事業者は、入居者に当該住宅を居住の目的で使用させなければならない。

5 補助事業者に交付される1月当たりの補助金は、賃貸借契約に基づき入居者が支払うべき家賃の一部とみなし、入居者から家賃低廉化による額（当該家賃から当該補助金の額を減じて得た額をいう。）を徴収するものであることを、当該賃貸借契約において定めなければならない。

（補助金の継続申請及び継続決定）

第13条 補助事業者は、次年度も継続して補助金を受けようとする場合は、年度当初に交付申請書（様式第1号）、誓約書兼同意書（様式第1号の2）その他必要な添付書類（前年度6月以降に新たに入居し、既に提出された第10条第1項の必要な添付

書類に変更がない場合にあっては、交付申請書（様式第 1 号）及び誓約書兼同意書（様式第 1 号の 2））を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定通知書（様式第 2 号）により、不適当と認めるときは不交付決定通知書（様式第 3 号）により、通知しなければならない。

（補助事業継続の審査）

第 14 条 区長は、同一の入居者に係る補助事業について、補助金の交付期間 3 年経過後において補助金の交付をする場合は、3 年ごとに当該入居者について協議会等にて補助事業の継続の必要性を審査しなければならない。

- 2 区長は、前項の審査において補助事業者又は入居者に対し、必要と認める事項について報告を求め、書類を提出させ、又は実地に調査することができる。

（入居届）

第 15 条 補助事業者は、入居者が第 12 条に規定する賃貸借契約により専用住宅に入居したときは、入居届（様式第 4 号）を区長に提出しなければならない。

（補助金の変更申請及び変更決定）

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付決定後において補助金の申請内容又は入居者の入居条件に変更が生じる場合は、速やかに変更申請書（様式第 5 号）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請を受けた場合、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに変更決定通知書（様式第 6 号）を申請者に通知しなければならない。この場合において、区長は、必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

（補助対象事業の実績報告）

第 17 条 補助事業者は、別表のとおり、それぞれの補助期間に応じて、同表に定める報告期限までに実績報告書（様式第 7 号）を区長に提出しなければならない。ただし、補助期間の最終月以前の月に補助対象事業が終了する場合は、事業が終了する月の翌月（事業が終了する月が 3 月である場合にあっては、同月末日まで）に実績報告書を提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第 18 条 区長は、前条の規定により補助事業者が提出した実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定通知書（様式第 8 号）を速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 19 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定通知後、請求書兼口座振替依頼書（様式第 9 号）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第 20 条 区長は、前条の請求を受けた場合、当該請求内容を審査し、適当と認めると

きは、速やかに申請者に交付しなければならない。

（補助金の申請業務の委任）

第21条 申請者は、補助金に係る申請、請求等の業務について、管理者等（申請者から専用住宅の管理などを受託し、管理等を行う者をいう。以下同じ。）に委任することができるものとする。

2 申請者は、前項の規定による委任にあたり、区長にあらかじめ委任する管理者等について業務委任届（様式第10号）により届け出るものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第22条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（1） 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業者が補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（2） 入居者が第9条に掲げる入居要件に該当しなくなったとき。

（3） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

（4） 補助事業者が補助対象事業を廃止したとき。

（5） 補助金を他の用途に使用したとき。

（6） 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。

（7） この要綱の規定に基づく報告等を怠り、又は区長の指示に違反したとき。

（8） 補助事業者からの辞退等の申出があったとき。

（9） 前各号に掲げるもののほか、区長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用する。

3 区長は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に取り消した内容、その理由等を付けて交付決定取消通知書（様式第11号）により通知しなければならない。

（補助対象事業の事故の報告）

第23条 補助事業者は、補助対象事業において事故があった場合は、区長にその状況を報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に書面等により適切な指示をするものとする。

（補助金の返還）

第24条 区長は、第22条の規定による取消しをした場合において、やむをえないと認める場合を除き、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、返還命令兼請求書（様式第12号）により期限を定めて補助金の返

還を命ずるものとする。

(違約加算及び延滞金)

第25条 区長が前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は補助金の交付を受けた日から返還までの日数に応じ、返還額につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 区長が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（1,000円未満を除く。）を納付しなければならない。

3 前項の規定による延滞金について、区長がその納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(権利譲渡の禁止)

第26条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(地位の継承)

第27条 専用住宅の売買又は所有者に係る相続、合併若しくは分割があった場合、当該住宅の買受人又は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により補助対象事業を継承した者は、補助金の交付の継続を希望するときは、交付申請書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第1号の2）を提出しなければならない。

(転貸の禁止)

第28条 補助事業者は、入居者に専用住宅を第三者に転貸し、又はその入居の権利を譲渡させてはならない。

(検査、報告及び是正命令)

第29条 区長は、この要綱に基づき交付された補助金の使途について、必要があるときは、随時検査を行い、又は報告を求めることができる。

2 区長は、前項の検査又は報告により、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助対象事業が実施されていないと認めるときは、期日を指定して是正の措置を命ずることができる。

(その他)

第30条 この要綱に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、区長が別に定める。

付 則（4足都住発第1540号 令和4年11月9日足立区長決定）

この要綱は、令和4年11月10日から施行する。

付 則（6足都住発第2027号 令和7年1月10日足立区長決定）

この要綱は、令和7年1月14日から施行する。

付 則（7足都住発第221号 令和7年4月25日足立区長決定）

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

付 則（7足都住発第1748号 令和7年10月31日足立区長決定）

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表（第17条関係）

補助期間	報告期限
4月、5月、6月	7月末日まで
7月、8月、9月	10月末日まで
10月、11月	12月末日まで
12月、1月、2月、3月	3月末日まで

様式第1号（第10条、第13条関係）

年 月 日

足立区長

申請者氏名
住所

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 交付申請書

足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 目的及び内容

住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への家賃低廉化の補助を行うことで、入居の円滑化を図ることを目的とする。

2 補助対象世帯 ひとり親 ・ 児童養護施設等退所者 ・ 高齢者 ・ 大学生等

3 補助対象物件

名 称：

所 在 地：

部屋番号：

4 交付申請月額 円

5 交付申請月額の算出方法

6 補助期間 年 月 日～ 年 月 日

7 添付書類（必要な書類のみ）

- （1）入居者全員の住民税課税（非課税）証明書又は所得証明書
- （2）入居者全員の住民票の写し
- （3）児童育成手当認定通知書等又は児童扶養手当証書の写し（ひとり親世帯のみ）
- （4）入居者全員の戸籍謄本等（ひとり親世帯及び児童養護施設等退所者世帯のみ）
- （5）修学支援新制度の決定区分が確認できる書類（大学生等世帯のみ）

記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

様式第 1 号の 2（第 1 0 条、第 1 3 条関係）

年 月 日

足立区長

申請者氏名

住所

入居資格に係る誓約書兼個人情報の提供に関する同意書

入居者及び同居者（入居予定の者も含む。）が足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 9 条各号に掲げる入居要件に 1 から 3 のとおり該当することを、誓約します。

- 1 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 4 条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成 2 5 年法律第 1 0 5 号）第 3 条第 3 項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していません。
- 2 足立区暴力団排除条例（平成 2 4 年足立区条例第 3 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者ではありません。
- 3 現に住宅に困窮しています。

また、賃貸人を通じて、足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金、国庫補助金及び都補助金の申請等に必要な個人情報を提供することに同意します。

年 月 日

入居者（代表者）

住所 _____

ふりがな
氏名 _____

記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

様式第 2 号（第 1 0 条、第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

足立区長

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助事業は 家賃低廉化の補助 とする。
(号室)
- 2 内容は 年 月 日付による交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の月額 は 円とする。
- 4 補助の期間は 年 月 日～ 年 月 日とする。
- 5 補助金を補助対象事業に要する経費以外に使用してはならない。
- 6 補助金の交付決定の内容又は付された条件に異議があるときは、交付決定受領後 30 日以内に補助金交付申請の辞退をすることができる。
- 7 補助金の交付に関しては、本通知に定めるもののほか、足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱に定めるところによる。

様式第3号（第10条、第13条関係）

第 号
年 月 日

様

足立区長

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について、下記の内容により不交付を決定します。

記

不交付の理由

様式第4号（第15条関係）

年 月 日

足立区長

申請者氏名

住所

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付事業による入居届

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、住戸の決定及び入居者が入居したので、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象物件

名 称：

所 在 地：

部屋番号：

2 賃貸借契約始期： 年 月 日

3 添付書類

（1）入居者及び同居者全員の住民票の写し

（2）賃貸借契約書の写し又は変更契約書の写し

記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

様式第5号（第16条関係）

年 月 日

足立区長

申請者氏名
住所

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 変更申請書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業については、当該決定の額及びその内容を変更したいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象物件

名 称：

所 在 地：

部屋番号：

2 補助対象世帯 ひとり親 ・ 児童養護施設等退所者 ・ 高齢者 ・ 大学生等

3 補助事業 家賃低廉化の補助

4 変更前の申請月額及び補助期間

円（補助期間 年 月 日～ 年 月 日）

5 変更後の申請月額及び補助期間

円（補助期間 年 月 日～ 年 月 日）

6 変更理由

7 添付書類（必要な書類のみ）

（1）入居者全員の住民税課税（非課税）証明書又は所得証明書

（2）入居者全員の住民票の写し

（3）賃貸借契約書の写し又は変更契約書等の写し

（4）児童育成手当認定通知書等又は児童扶養手当証書の写し（ひとり親世帯のみ）

（5）入居者全員の戸籍謄本等（ひとり親世帯及び児童養護施設等退所者世帯のみ）

（6）修学支援新制度の決定区分が確認できる書類（大学生等世帯のみ）

記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

様式第 6 号（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

様

足立区長

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 変更決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった 年度足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 変更する補助事業は 家賃低廉化の補助 とする。
(号室)
- 2 内容は 年 月 日付による変更申請書のとおりとする。
- 3 変更後の補助金の月額 は 円とする。
- 4 変更後の補助の期間は 年 月 日 ～ 年 月 日とする。
- 5 補助金を補助対象事業に要する経費以外に使用してはならない。
- 6 補助金の交付決定の内容又は付された条件に異議があるときは、変更決定受領後 30 日以内に補助金変更申請の辞退をすることができる。
- 7 補助金の交付に関しては、本通知に定めるもののほか、足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱に定めるところによる。

様式第 7 号（第 1 7 条関係）

年 月 日

足立区長

申請者氏名
住所

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 実績報告書

年 月 日付 第 号

をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業については、下記のとおり報告します。

記

- 1

補助対象物件

名 称 :

所 在 地 :

部屋番号 :
- 2

補助事業

家賃低廉化の補助
- 3

補助金の交付月額

円

補助金の精算額

円 (年 月 ~ 年 月分)
- 4

補助対象事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

様式第 8 号（第 18 条関係）

第 号
年 月 日

様

足立区長

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業 家賃低廉化の補助
- 2 交付確定月額 円
- 3 補助金の精算額 円（ 年 月～ 年 月分）

様式第 9 号（第 19 条関係）

請求書兼口座振替依頼書

¥ _____

（内訳）

（支払金の内容） 家賃低廉化の補助

ただし、 年 月 日付 第 号

により補助金の交付決定を受けた 年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について請求します。なお、支払い金額は下記の口座にお振込みください。

年 月 日

（提出先）

足 立 区 長

所在地 _____

法人名

代表者役職・氏名 _____

振込先金融機関		銀 行 信用金庫 信用組合 農 協				本店 支店 出張所
振 込 口 座	預金種別	1 普通	2 当座	4 貯蓄	(○で囲む)	
	口座番号					
	フリガナ					
	名 義					

（注）個人名義または別法人の口座に振り込むときは、別途、委任状が必要です。
記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

様式第 10 号（第 21 条関係）

年 月 日

（宛先）足立区長

申請者氏名

足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金に係る業務委任届

足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金に係る申請及び請求等業務を下記のとおり、受任者に委任することを届け出ます。

記

委任者

住所

氏名

上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者

住所

会社名

代表者氏名

記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

様式第 1 1 号（第 2 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

足立区長

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金 交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を行った 年度
足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について、下記の内容にて交付決定の
取消しを通知します。

記

1 取消しの理由

2 取消しを行う年月： 年 月

様式第 1 2 号（第 2 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

足立区長

年度 足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金返還命令兼請求書

年 月 日付 第 号により交付決定した足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金について、足立区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱第 2 4 条の規定に基づき、下記のとおり返還を命じ、請求します。

記

1 補助対象物件

名 称：

所 在 地：

部屋番号：

戸 数：

2 返還命令兼請求額 円

3 返還命令理由

4 補助対象事業の実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日